

入善町ふるさと納税記念品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度の活用により入善町(以下「町」という。)の魅力発信、地元特産品等のPR及び販路拡大、地域産業の活性化との相乗効果を図るため、町外在住の寄附者に対して贈呈する商品やサービス(以下「記念品」という。)を提案していただける協力事業者を募集する。

2 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1)町内に事業所等(本店、支店は問わない。)がある企業・団体または個人事業者であること。ただし、次の①又は②に該当する場合はこの限りではない。

①町内で生産・採取されたものを主な原材料として製造・加工・販売を行い、町をPRしていると認められる場合

②町が近隣の他の市町村と共同で、共通の記念品を取り扱う場合(平成31年総務省告示第179号第5条第8号イを満たす場合)

(2)各種法令等を遵守し事業を行っていること。

(3)電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。

(4)代表者等が、入善町暴力団排除条例(平成24年入善町条例第2号)に規定する暴力団員等でないこと。

(5)町税等の未納がないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと判断したときは、参加できない場合がある。

3 記念品の要件

記念品は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1)町の魅力発信やイメージアップ、特色を体感できるものであること。

(2)次の①から⑥までのいずれかに該当するものであること。

①町内で生産された農畜産物等であるもの

②町内で製造、加工された食品・製品等であるもの

③町内で栽培、育成、採取等された原材料を使用しているもの

④町内で体験、提供できるサービスであるもの

⑤町の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から町独自の記念品であることが明白なもの

⑥その他町が認めるもの

(3)品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものはこの限りではない。

(4)食料品の場合は、寄附者へ到着後、一定期間の賞味期限が保障されるものであること。

(5)総務省の通知および見解等において、ふるさと納税制度の記念品としてふさわしいものであること。(金銭類似性の高いものや資産性の高いものは不可)

※ただし、上記の要件に適合しても、町が記念品として適当でないと判断したときは、認められない場合がある。

4 記念品の価格及び寄附金額の設定

(1)協力事業者が提供する記念品の価格は、消費税及び梱包料を含めた額とする。ただし、送料を除く。

(2)寄附金額は、前号に定める価格に3分の10を乗じた額以上を基本として、本町が決定する。

(3)記念品の送料は、町が負担するものとする。

5 協力事業者の役割

協力事業者は、記念品の発注があり次第、記念品の手配及び梱包を行い、発送準備をすること。

6 提案方法

「入善町ふるさと納税記念品企画提案書」(以下「企画提案書」という。)に必要事項を記入し、以下の資料を添付し提出すること。

(1)会社概要及び記念品の概要がわかる資料(パンフレット等)

(2)記念品の画像データ(ファイル形式JPG、サイズ3MB以下)

7 選考方法

町において本要項に基づき企画提案書等の内容を総合的に審査し、協力事業者及び記念品の採択を決定するものとする。

8 契約

町では、入善町ふるさと納税事業の効果的な事業推進のため以下の業者を事務委託業者として指定しているため、記念品の採択が決定した協力事業者については記念品の手配、配送等に関する事項について事務委託業者と契約することとする。

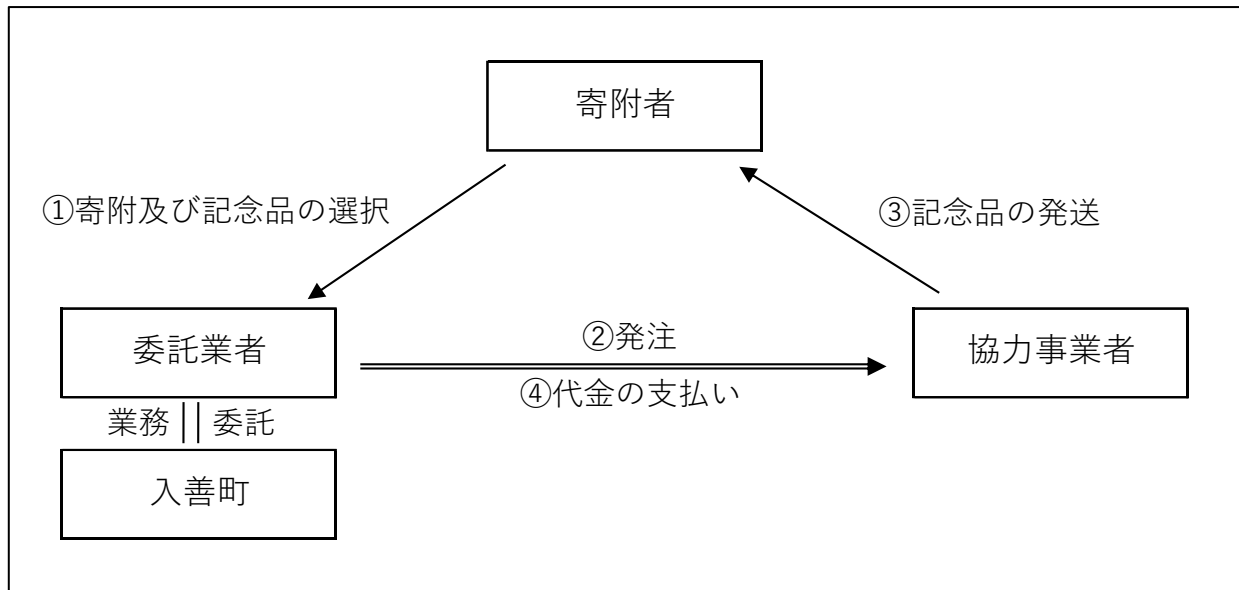
【事務委託業者】

株式会社さとふる

住所:〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号

9 事業の流れ

寄附者が町に対して寄附の申出を行ってから、協力事業者に対し記念品に関する費用を支払うまでの流れは、次の図のとおりとなる。



10 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、入善町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年入善町条例第2号)及び関係法令を遵守するものとし、寄附者の個人情報は、記念品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、記念品の発送時に限り、パンフレット等の販促物を同梱することは妨げない。

11 その他

- (1) 提案できる記念品は、原則として、1協力事業者につき10点までとする。ただし、町及び町の事務委託業者に特別に認められた場合はこの限りではない。
- (2) 協力事業者は、あらかじめ提案した記念品を変更又は提供を中止する場合は、速やかに町へ届け出るものとする。
- (3) 町は、既に決定した協力事業者及び記念品が、本要項2から4までに該当しないと判断したときは、その決定を撤回することができる。

12 問い合わせ・提出先

入善町役場 秘書政策室 秘書広報係
〒939-0693 富山県下新川郡入善町入膳423番地
電話番号 0765-72-2829(直通)
ファクス 0765-74-0413
Eメール furusato@town.nyuzen.toyama.jp